

物価上昇に見合った賃上げ求めスト 東京は新東京局、清瀬局が入る

郵政ユニオンは3月17日、全ての郵政労働者の大幅賃上げと大幅増員、非正規社員の正社員化・均等待遇実現を要求し、全国6拠点15職場、東京では新東京局、清瀬局の組合員がストライキを実施しました。マスコミは郵政民営化以降最高額の回答とされていますが、その内容(裏面参照)は私たちの要求にかけ離れたものです。

社員一人あたり

4800円というが

そもそも正社員の賃金改善4800円は物価高騰に追いつきません。昨年から続く物価高騰は2人家族で年間13万円以上の負担増になっていきます。それをみても生活改善になりません。

しかも、4800円の財源のうち1700円は正社員に付与されている夏期・冬期

休暇各2日、計4日を削減してあてるというのですからひどいものです。

そして、一般職と地域基幹職の若年層に1万円以上になることは良かったとしても、多くは2〜3千円です。

期間雇用社員は

ゼロ回答

期間雇用社員の時給は国が決める最低賃金に20円加算されますが、この20

円が10年以上変わっていない。どこの企業も人手不足解消に向けて時給を上げています。10年以上も加算金額を変えないのは人手不足解消に向けた努力をしているのか疑問です。

今回、週30時間以上働く社員に特別手当7万円が支給されます。私たちはコロナ禍時に「特別手当」を求めていましたが、支給されませんでした。今回物価高騰から、こういう回答があったことは前進です。し

かし、物価高騰は今後も続くことをみれば基本給の引き上げこそ必要です。

7兆円の内部留保

日本郵政の内部留保は7兆円を超えています。これは現場に働く労働者の頑張りがうみだしたものです。その頑張りには会社は応えなかったのです。ストライキに立ち上がりました。皆さん、一緒に声をあげて職場を改善していきましょう。

郵政20条裁判の日程

- 4月20日(木) 郵政20条集団訴訟
地裁510号法廷10時(寒冷地手当関係)
- 4月20日(木) 郵政20条追加訴訟
東京地裁709号法廷10時30分

